平成２２年（フ）第３４６号
仙台市宮城野区新田４丁目９番19―203号、開始決定時の住所仙台市青葉区中江１丁目24番22号
破産者　佐藤　三男
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第７４７号
仙台市宮城野区燕沢１丁目３番33号
破産者　高橋　勇紀
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第８６１号
仙台市宮城野区幸町１丁目21番５号
破産者　中村　　司
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第９６１号
仙台市青葉区西勝山18番６号　コーポ欅102
破産者　小室　明弘
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
栃木県栃木市川原田町1115番地
破産者　髙岡　吉治
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第２３７２号
横浜市旭区上白根町320番地１　ヒルヴァレーエステートＥ―102
破産者　野竹　龍男
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２４５０号
横浜市磯子区広地町10番47号　ラフィーネ磯子201号
破産者　中村　裕二
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４８４号
相模原市南区麻溝台377番地２
破産者　森町　英之
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第４９６号
相模原市中央区田名塩田３丁目２番６号　フルーヴ202号
破産者　瀬田　則男
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７２号
富山県中新川郡上市町柿沢新114番地９
破産者　四十物　崇
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３３５号
福井県あわら市舟津第32号１番地１
破産者　齊藤幸一郎
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３５６０号
名古屋市東区泉３丁目４番６号　野村ステイツ橦木町南304号
破産者　中田　亮介
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２８５号
名古屋市中区新栄３丁目20番27号　アクシオス千種1110号室　、開始決定時の住所名古屋市東区葵１丁目11番６号　ライオンズタワー葵1204号
破産者　南崎神ピエールこと　ＭＩＮＡＭＩＺＡＫＩ　ＪＥＡＮ　ＰＩＥＲＲＥ
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３５７号
名古屋市緑区神沢３丁目2001番地の１　バローネ神沢202号
破産者　初塩　勇一
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２４９号
名古屋市港区木場町９番地の５　南木場荘４棟409号
破産者　熨斗　俊明
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２６５号
愛知県瀬戸市平町３丁目13番地　レオパレス瀬戸效範107、住民票上の住所愛知県尾張旭市三郷町中井田113番地
破産者　藤阪　孝由
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３５３号
名古屋市南区松下町１丁目11番地の１　パークシティ松下東棟1403号
破産者　黒崎さゆり
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３５６号
名古屋市北区志賀町４丁目60番地の９　アーバンラフレ志賀24棟506号
破産者　高橋　秀幸
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４０５号
名古屋市中川区中郷２丁目74番地　サンハイツ中駒303号
破産者　富山　在淳
1　決定年月日　平成22年11月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部